



防防日第15963号
24.12.11

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

防衛大臣 森本 敏



「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」（防衛省）について（回答）

知地第112号（平成24年6月18日）により照会された標記について、別紙のとおり回答します。

添付書類：別紙

「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」に関する沖縄県知事からの再質問に対する回答

1. 総括質問及び2. 個別の再質問等（問4関連③に限る。）

（政府の基本的な考え方について）

- ① 平成21年9月の政権交代時において、政府はどのような認識、考え、見込みを持って、県民・国民に「普天間飛行場の県外移設」を訴えていたのか。

- 政権交代時、鳩山政権では、普天間飛行場の代替施設に関する過去の日米合意等について検証を行い、何とか県外移設ができないかという鳩山元総理の強い思いの下、政府はその可能性を真剣に探ってきた。
- しかしながら、様々な観点から多角的に検討を行い、総合的に判断した結果、普天間飛行場の国外移設及び県外移設は不適切であり、移設先は辺野古にお願いせざるを得ないと結論に至ったものである。

(普天間飛行場代替施設について)

①問25の回答で「総合的に判断した結果、国外移設及び県外移設は不適切・・・との結論に至った」とのことであるが、その判断の基準及び検討された全候補地の評価結果について、添付の表（例）を参考に具体的に示していただきたい。

- 検討結果について、個別の具体的な検討内容及び結果の一つ一つを詳らかにすることは、国内の他の都道府県との関係もあり差し控えるが、検討の一部を例示的に挙げれば以下のとおり。
- 普天間飛行場の代替施設に関する検証作業の過程では、例えば、「大村空港」等の九州における自衛隊基地や「佐賀空港」、さらに「グアム」、「テニアン」、「徳之島」等が候補地として名を挙げられた。県内の施設では「キャンプ・シュワブ陸上案」や「嘉手納飛行場への統合案」等も候補として名が挙げられた。
- これらの検討結果の一部を示せば、次のとおり。
 - ① 「嘉手納飛行場への統合案」における主な問題点としては、
 - ・ 騒音の増加
 - ・ 速度の遅い回転翼機と速い戦闘機を共同運用することによる安全性の低下
 - ・ 有事等における混雑による基地機能の低下等が挙げられた。
 - ② 「キャンプ・シュワブ陸上案」における主な問題点としては、
 - ・ 想定される飛行経路上に住宅等が所在し、騒音や安全性への懸念があること

- ・ 所要の地積を確保するため、大規模な造成工事が必要であること
- ・ 当該造成工事による自然環境への影響が考えられること

等が挙げられた。

③ 「徳之島案」における主な問題点としては、

- ・ 海兵隊の回転翼部隊が支援・連携する陸上部隊から一定の距離以上に離れ、運用に支障をきたすこと

等が挙げられた。

(普天間飛行場代替施設について)

②共同発表では辺野古移設案が、「これまでに特定された唯一の有効な解決策である」とし、「運用上有効であり、政治的に実現可能であり、財政的に負担可能であって、戦略的に妥当であるとの基準を満たす方法で、普天間飛行場の移設に向けて引き続き取り組む」としているが、これは今後、新たな移設先を検討する可能性が示されたと解してよい。

- 2012年4月27日の「2+2」共同発表において、日米両政府は、普天間飛行場を辺野古に移設するとの現行の計画が唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認している。ここで言う「これまでに特定された唯一の有効な解決策」との表現は、できる限り速やかに普天間飛行場の移設問題を解決するため、これまでに様々な移転先を検討してきたことを踏まえたものであり、日米両政府で新たな移設先を検討する可能性を示したものではない。
- 沖縄に厳しい声があることは承知しているが、抑止力を維持するとともに、沖縄の負担軽減を目にする形で早期に実現できるよう具体的な取組等を通じて、沖縄の皆様の御理解を得るべく誠実な努力を重ねてまいりたい。

(海兵隊の国外移転について)

①共同発表では、約9000人が国外に移転されるとしているが、我が国における抑止力維持との関係をご説明頂きたい。

5

○ 2012年4月27日の「2+2」共同発表においては、在沖海兵隊の約9000人が国外へ移転することで合意したところであるが、今般の海兵隊の部隊構成に関しては、以下の考え方から、我が国及び地域における米軍の抑止力は維持・強化されるものと認識しているところである。

- ・ 高い即応性を有する海兵機動展開隊（MEU）は沖縄に維持される。
- ・ ハワイやグアム等の他の地域にも海兵空地任務部隊（MAGTF）が形成されることによって、地域における海兵隊全体の対処能力が向上する。
- ・ 事態の進展に応じて、各所から部隊が増強され、沖縄に残留する第3海兵機動展開部隊（III MEF）司令部及び航空・後方支援部隊が、増強部隊の来援のための基盤となることによって、引き続き大規模な事態に対して迅速に対応することができる。

(海兵隊の国外移転について)

- ②再編のロードマップにおける移転部隊の構成と、共同発表の部隊構成が変更されている理由をご説明頂きたい。

(在日米軍の配置に係る戦略的な根拠について)

- ③安全保障環境は歴史的に変化しており、これに対応した適切な配置や距離も変動しうるのに、なぜ沖縄に米軍基地を集中させ続けているのか。

- 「再編の実施のための日米ロードマップ」においては、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）のうち、指揮部隊等、主として司令部要素をグアムへ移転し、陸上・航空・後方支援部隊といった要素は沖縄に残すこととしていたところである。
- これは、当時の安全保障環境において、作戦を指揮する司令部部隊をグアムに配置してアジア・太平洋地域の全域を睨みつつ、実際に作戦を遂行する実力部隊を沖縄に配置して実効的な事態対処力を保持することにより、抑止力を維持するとの考え方に基づいていたものである。
- 一方、現在の安全保障環境においては、朝鮮半島、台湾海峡問題などを含む従来からの安全保障上の課題が依然として存在していることに加え、2006年当時と比べ、以下の変化が見られるところである。
 - ・ 著しい経済成長によりアジア太平洋地域の戦略的重要性は急速に高まっており、同地域全域にわたって平和と安定を維持するために、より実効的な対応をとっていくことが不可欠となっている。
 - ・ また、地域内においては、軍事力の近代化、軍事活動の拡大・活発化、領土紛争、海洋の安全や航行の自由の問題、自然災害の頻発等様々な安全保障上の課題が顕在化して

おり、多様な事態に対応していくことが必要となっている。

- 新たな部隊構成・配置は、こういった安全保障環境の変化の中で地理的により分散し、運用面でより抗堪性があり、政治的により持続可能な態勢を地域において達成するためのものである。これは、アジア太平洋地域を重視し、地域における安定的なプレゼンスを確保するため、北東アジアにおける大規模な事態にも対処し得る態勢をとるとともに、地域全体の多様な事態に実効的に対処できる効率的な態勢を構築することを図ったものである。
- その基本的な考え方は、米国の前方プレゼンスを引き続き確保しつつ、地理的に分散された部隊態勢を確立するために、司令部、陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（M A G T F）を日本、グアム、ハワイ及びオーストラリアに配置・展開させるというものである。
- これにより、部隊配置の縦深性を増しつつ、高い即応性を有する各々のM A G T Fを相互に連携して機動的に運用することによって、アジア・太平洋地域において、多様な事態により柔軟かつ迅速に対応し得る米軍の態勢が構築される。
- 沖縄については、先に述べた安全保障環境の下においても、パンフレットで述べているように潜在的紛争地域との位置関係や戦略的位置に鑑みて、アジア太平洋地域における重要な拠点として位置付けられるところであり、沖縄に米軍が駐留することは安全保障上の観点からも極めて重要であるが、今般の部隊構成においては、集中する沖縄の負担を軽減すべく、抑止力を維持・強化しつつ、約9,000人の在沖海兵隊員を国外に移転することとしたものである。

(海兵隊の国外移転について)

③沖縄における海兵隊の組織構成は、今後も変更されうると解してよいか。

- 一般論としては、軍隊の配置・組織構成等については、その時々の安全保障環境に応じて見直されるべきものであることは言うまでもない。
- 一方で、現時点において、本年4月の「2+2」で合意した海兵隊の部隊構成が見直されるとの見通しは持っていない。

(在沖米軍に係る基礎資料の提供について)

①在沖米軍の各部隊について、その機能と人員数（定数・実数）、訓練先を含めた使用施設について、現状と再編後に分けて詳細に示して頂きたい。

○ 現在、沖縄に配置されている米海兵隊は主として以下の部隊の全部又は一部により構成されている。

- ・ 司令部要素として、第3海兵機動展開部隊司令部、第3海兵機動展開旅団司令部及び第31海兵機動展開隊司令部
- ・ 陸上部隊要素として、第3海兵師団司令部及び同師団の隸下部隊（第4海兵連隊、第12海兵連隊、第3戦闘強襲大隊、第3偵察大隊）
- ・ 航空部隊要素として、第1海兵航空団司令部及び同航空団の隸下部隊（第36海兵航空群、第18海兵航空管制群、第17海兵航空支援群）
- ・ 後方支援部隊要素として、第3海兵後方支援群司令部及び同後方支援群の隸下部隊（第3戦闘後方支援連隊、第35戦闘後方支援連隊、第37戦闘後方支援連隊、第9工兵支援大隊、第3歯科大隊）

○ 上記の各部隊要素の任務・機能については、以下のとおりである。

- ・ 司令部要素は作戦運用における意思決定を行うほか、第3海兵機動展開部隊及びその隸下の部隊に対して情報、通信及び管理面からの支援を行うことによって指揮・統制機能を果たしている。
- ・ 陸上部隊要素は歩兵、砲兵、偵察部隊等から成り、陸上作戦を遂行する機能を果たしている。

- ・ 航空部隊要素は飛行、管制、整備部隊等から成り、航空作戦を遂行する機能を果たしている。
 - ・ 後方支援要素は整備、補給、輸送、食料役務、医療部隊等から成り、各部隊の即応態勢及び部隊機能の維持のための機能を果たしている。
- 在沖縄米海兵隊の現在の定員数は約 19,000 人であり、また、実員数については、日々変動するものであるため、政府として継続的に把握しているわけではないが、本年 1 月時点では約 16,000 人と承知している。
- 再編後は、上記部隊のうち、第 3 海兵機動展開部隊司令部、第 3・1 海兵機動展開隊、第 1 海兵航空団司令部並びに同航空団隸下の第 3・6 海兵航空群及び第 1・8 海兵航空管制群、第 3 海兵後方支援群司令部並びに同後方支援群隸下の第 3・5 戰闘後方支援連隊及び第 3 歯科大隊等の全部又は一部が沖縄に残留することとなり、定員数は約 10,000 人となる。
- なお、部隊ごとの具体的な定員数、実際の隊員数及び訓練先を含めた使用施設については、対外的に明らかにする性質のものではなく、お答えは差し控えたい。

(在沖米軍に係る基礎資料の提供について)

②パンフレット12頁における約6ヶ月ごとの異動と共同発表で豪州等に構築するとしているローテーションによるプレゼンスについて、対象となる部隊及びその違いをご説明頂きたい。

- パンフレット12頁に示している6ヶ月毎の異動は、海兵隊の部隊展開計画（ＵＤＰ）のローテーションの一例を示したものである。例えば、沖縄の第4海兵連隊の歩兵大隊はＵＤＰ部隊であると承知しているところ、この部隊の駐留規模は年間を通して変わらないが、その人員は6ヶ月毎にローテーションに入れ替わっているものと認識している。
- 一方、オーストラリアへのローテーション展開については、米豪間の取り決めであり日本政府として詳細に承知しているところではないが、年間を通して常駐する性格のものではなく、一定期間のみ部隊として展開するという意味で「ローテーション展開」とされているものと現時点では承知している。

(在日米軍の配置に係る戦略的な根拠について)

- ①歴史的背景以外に、なぜ沖縄に74%も米軍専用施設が戦略的に集中しなければならないのか。潜在的紛争地域がいずれも日本の西側にあるのに、日本の南西にある沖縄にあって集中させている必然性を示して頂きたい。
- ②潜在的紛争地域への距離については「近い（近すぎない）」とのことだが、沖縄は台湾海峡と朝鮮半島と等距離に所在していないので、むしろ、台湾海峡との適切な距離、朝鮮半島との適切な距離に位置する地点に、それぞれ在日米軍基地を置くことが妥当と考えられないか。

問4 関連

- ③朝鮮半島には、他の都道府県の方が距離的近接性があるのではないか。朝鮮半島への対応を前提としないことで、沖縄への過重な負担を軽減できるのではないか。

- 沖縄に在日米軍が駐留する主な理由については、パンフレット9、10頁で示しているとおり、潜在的紛争地域との位置関係や沖縄の戦略的な位置があるものと考えている。
- 潜在的紛争地域との位置関係としては、朝鮮半島や台湾海峡を例に挙げているところ、当該潜在的紛争地域双方に対し、近くかつ近すぎない位置にあるという、重要な位置にある。必ずしも朝鮮半島のみを念頭に置いているわけではなく、仮に、朝鮮半島のみを念頭に置いた配置とした場合、台湾海峡や東南アジア等へのアクセスが不利になる。
- 戰略的位置という視点からも、沖縄は南西諸島のほぼ中央にあること、及び我が国の全貿易量の99%以上を依存している海上輸送のシーレーンに近いこと等、戦略的要衝にある。また、周辺国から見ると、沖縄は大陸から太平洋へアクセスするにせよ、太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、

戦略的に重要な目標となる。

- なお、朝鮮半島対応と台湾海峡対応のために在日米軍を分散して異なる場所に配置することは、パンフレットの16頁でも述べているとおり、海兵隊の一体性が損なわれ、部隊運用の効率性が損なわれるとともに、即応性・機動性が失われることとなる。

2. 個別の再質問等（問4関連③を除く。）

問3関連

①近い（近すぎない）という概念について、具体的距離・時間等を示して頂きたい。

- 潜在的紛争地域に近い（近すぎない）とは、当該潜在的紛争地域に迅速に部隊派遣が可能な距離にあり、かつ、いたずらに軍事的緊張を高めることなく、部隊防護上近すぎない一定の距離を置くことを指している。
- この考え方に基づく具体的距離・時間等については、相対的なものであり、その時々で考えられる「潜在的紛争地域」、部隊の駐留場所及びその時々の装備の性能（航続距離、巡航速度、射程距離等）によって変わりうるものであり、何キロメートル、何時間、又は何日というような基準を示すことができるものではない。
- 一例としては、平成23年12月19日の回答中、4.問3にて回答したとおりである。

問4 関連

①どのような緊急事態を想定しているのか、用いられる兵器・機材及び米軍の対処について、具体的にご説明頂きたい。

問8 関連

①沖縄における軍事的なプレゼンスの前提となる、具体的な事態を説明頂きたい。

- 想定される緊急事態としては、我が国に対する武力攻撃、我が国の平和と安全にも影響を及ぼし得る我が国周辺における紛争等の事態のほか、我が国内外における自然災害、2010年11月の北朝鮮による韓国砲撃のように予期せず発生する小規模な衝突等が挙げられるが、その詳細については、事柄の性質上お答えを差し控えたい。
- 個別の事態における米軍の対処について政府として詳細に把握しているわけではないが、用いられる兵器・機材については、事態の程度・烈度や様相に応じて変わり得るものであると認識している。

問4 関連

②他の都道府県に駐留した場合に生じる問題について、検討された移転候補地ごとに、具体的に示して頂きたい。

○ 在沖海兵隊の一括県外移転については、

- ・ 沖縄ほどの地理的優位は望めないこと
- ・ 高い即応性を有し、様々な作戦に従事し得る海兵隊が南西諸島に駐留していることは我が国の防衛上の観点からも、アジア太平洋地域の平和と安定の観点からも必要であること
- ・ 海兵隊の特性から、司令部、地上部隊、航空部隊、後方支援部隊、演習場等を一括して近傍のエリアに移設する必要があるが、そのような広大な地積を新たに確保することは、移設先の自然環境や生活環境の観点からも、移設に要する時間等の観点からも現実的とは考えられないこと等の要素を総合的に勘案すれば、困難であると考えている。

○ 個別の具体的な検討内容及び結果の一つ一つを詳らかにすることは、国内の他の都道府県との関係もあり差し控える。

問 7 関連

①共同発表における海兵隊のグアム等への分散移転計画を踏まえ、既に米軍基地が集中している沖縄において、駐留が必要な海兵隊の規模とその根拠についてご説明頂きたい。

- 本年4月の「2+2」共同発表における新しい部隊構成・配置の基本的な考え方は、米国の前方プレゼンスを引き続き確保しつつ、地理的に分散された部隊態勢を確立するために、司令部、陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本、グアム、ハワイ及びオーストラリアへと配置・展開させるというものである。
- 部隊配置の縦深性を増しつつ、高い即応性を有する各々のMAGTFを相互に連携して機動的に運用する態勢を構築することによって、アジア・太平洋地域において、多様な事態により柔軟かつ迅速に対応するとともに、アジアにおける大規模な事態にも対処することを可能とすることが今回の部隊構成・配置の目的とするところである。
- こうした態勢を構築すべく、日米間において、海兵隊の一体性を損なわず、機動的に運用が可能となるようぎりぎりの検討を行った。その結果、第4海兵連隊や第12海兵連隊等を含む約9,000人は国外に移転させることが可能となる一方、指揮系統の中核であり海兵隊のコミットメントの象徴となる第3海兵機動展開部隊司令部、即応部隊の中核である第31海兵機動展開隊、即応部隊の輸送支援を実施する第1海兵航空団、有事における事前集積的な要素を含めて海兵隊全体を後方支援する第3海兵後方支援群等を含む約10,000人については沖縄に残留させることが必要と判断された。

問9 関連

①在沖海兵隊をグアム等に分散移転する場合に抑止力が維持されるのであれば、他の都道府県に分散移転しても、抑止力が維持されると解してよいか。

問22 関連

①回答では、各構成部隊を切り離せば、「海兵隊の持つ機能を損なうおそれがある」としているが、共同発表における各構成部隊の分散移転との関係を説明して頂きたい。

- 今回の部隊構成については、海兵隊部隊の一体性を維持する形で、司令部、陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本、グアム、ハワイ及びオーストラリアへと配置・展開させることとしている。
- すなわち、沖縄及び移転先においても、司令部、陸上・航空・後方支援の各要素から成る海兵隊の部隊が駐留・展開し、一体的に運用されることによって海兵隊としての機能を発揮できる態勢となっている。
- 「海兵隊の持つ機能を損なうおそれ」とは、この4要素のうち例えば航空部隊のみを他の要素と切り離して移転すること等をしており、今回の部隊構成については、そうした切り離し移転は含まれていない。

問9 関連

② 「一定の初動対処能力を有する海兵隊」について、具体的にご説明頂きたい。

- 今回の部隊構成の考え方としては、沖縄に維持される一定の初動対処能力の中核部隊は第31海兵機動展開隊（31MEU）である。
- 31MEUは、約2500人規模の司令部・陸空・後方支援要素で構成される最小規模のMAGTFであるとともに、最も即応性の高い部隊である。
- 31MEUの能力を超える規模の事態に対しては、ハワイやグアム等から陸上部隊等が展開することとなるが、第3海兵機動展開部隊司令部（3MEF）及び一定規模の航空・後方支援部隊が沖縄に駐留していることから、その増強に当たっての円滑な作戦指揮や受け入れが可能となると考えている。

問14 関連

- ① 海兵隊の活動エリアが、CH-46の航続距離を半径に示されているが、主力輸送機が変更され航続距離が延長した場合、航空部隊の配置を、より柔軟に検討することが可能となるのか。
- 海兵隊の各構成部隊同士は深い相互依存関係にあり、各部隊同士が近傍に所在し、平素から合同で訓練を実施するなど、一体性を維持しているところである。
 - 普天間飛行場の回転翼部隊を他の海兵隊部隊から切り離し、国外又は県外に移転すれば、
 - ・ 航空部隊が陸上部隊等と離れた場所に所在することにより、海兵隊の持つ機動性・即応性といった特性を損なう懸念があること、
 - ・ 現在、沖縄の訓練施設で行っている訓練の効率的な実施が困難となり、海兵隊の練度の低下を来すこと、等の問題が生起すると考えている。
 - また、MV-22オスプレイのように航続距離が向上した航空機が配備された場合においても、海兵隊の回転翼部隊（ティルトローター機を含む。）は一体の航空部隊として航続距離の短い航空機と共に運用する必要があることから、1機種の航続距離の向上をもって、陸上部隊と切り離して航空部隊を配置することは、部隊運用上問題が生起すると考えている。
 - したがって、航続距離が向上することを理由として、航空部隊を他の海兵隊部隊から切り離して遠く離れた場所に所在させることは、部隊の一体性や機動性、即応性といった海兵隊の特性を損なう懸念があり、部隊運用の観点からも適切ではない。

問20、30関連

①共同発表では、豪州等への移転計画が示されているが、沖縄の「地理的優位性」に変化があるのか。

- 共同発表で示された、海兵隊の新たな部隊構成・配置は、アジア・太平洋地域の安全保障環境の変化の中で、地理的により分散し、運用面でより抗堪性があり、政治的により持続可能な態勢を地域において達成するためのものである。これは、アジア太平洋地域を重視し、地域における安定的なプレゼンスを確保するため、北東アジアにおける大規模な事態にも対処し得る態勢をとるとともに、地域全体の多様な事態に実効的に対処できる効率的な態勢を構築することを図るものである。
- その基本的な考え方として、米国の前方プレゼンスを引き続き確保しつつ、地理的に分散された部隊態勢を確立するために、司令部、陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本、グアム、ハワイ及びオーストラリアへと配置・展開させることとしたものである。
- 一方で、沖縄は、我が国の平和と安全にも影響を及ぼし得る朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い（近すぎない）位置にある。また、戦略的位置という視点からも、南西諸島のほぼ中央にあること、及び我が国の全貿易量の9%以上を依存している海上輸送のシーレーンに近いなど、戦略的要衝にあり、また、周辺国から見ると、沖縄は大陸から太平洋へアクセスするにせよ、太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、戦略的に重要な目標となる。このように、沖縄は多角的な観点から戦略的要衝にあり、その地理的優位性に変化はない。

問20、30関連

- ②海兵隊が沖縄から撤退した場合に起こりうる問題として、どのような事態を想定しているのか。

問25関連

- ①普天間飛行場を他の都道府県に移転した場合の「誤ったメッセージ」について、具体的に説明して頂きたい。

○ 沖縄は、グアムに比較し、朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い位置であると同時に、我が国の周辺諸国との間に一定の距離を置いているという地理的利点を有している。

また、南西諸島のほぼ中央にあることや我が国のシーレーンに近く、ユーラシア大陸と太平洋のアクセス上重要な戦略的位置にある。

○ 新しい部隊構成・配置においても、このような特徴を有する沖縄に、高い即応性を有する第31海兵機動展開隊（31 MEU）等の部隊が初動対応部隊として維持されるとともに、在沖海兵隊が、増強部隊の来援のための基盤となることにより、種々の事態への迅速な対応が可能となる。したがって、在沖海兵隊は、引き続き抑止力の重要な要素の一つとして機能すると認識している。

○ 新しい部隊構成・配置においては、グアムに配置されているものも含め各々の海兵空地任務部隊（MAGTF）を相互に連携して機動的に運用することによって、アジア太平洋地域において、多様な事態により柔軟かつ迅速に対応することができるようになるが、在沖海兵隊が担っている役割をグアム・ハワイ等の部隊で代替できるわけではなく、海兵隊が沖縄から撤退した場合、海兵隊の初動対応能力、事態に応じた増強部隊のための基盤が脆弱となるものと認識している。ま

た、在日米軍の中において唯一、地上戦闘部隊を有する在沖海兵隊の沖縄からの撤退は、我が国を防衛し、地域の安定化に関与するという米国の意思が弱まったとの誤ったメッセージを周辺諸国に与えかねず、在日米軍のプレゼンスや抑止力が低下することとなると考えられる。

- 在沖海兵隊を含む在日米軍は、我が国の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定のために、極めて重要な役割を果たしており、また、厳しさを増す現在の我が国周辺の安全保障環境に鑑みれば、在日米軍のプレゼンスや抑止力を低下させることはできないと考えている。

問22 関連

② 「近傍」という概念について、具体的距離・時間等を示して頂きたい。また分散する先が、グアム等国外と他の都道府県とでどう違いがあるのか説明して頂きたい。

- 「近傍」については、平素から合同で訓練を実施するなど、海兵隊の部隊同士の一体性を維持することができる範囲を意図している。
- 一例として、普天間飛行場の移転先として鹿児島県大島郡徳之島（沖縄キャンプ・シュワブから約180km）の可能性について検討したところ、海兵隊の回転翼部隊が支援・連携する陸上部隊（沖縄キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ）から一定の距離以上に離れると運用に支障をきたす、との検討結果がある。

問24 関連

①回答にある「時間と距離の壁」について、具体的に説明して頂きたい。

- 紛争発生などの緊急事態におけるわずかな遅れも、相手国に十分な攻撃・防御の余裕を与える一方、味方は作戦準備から部隊運用に至るまで後手にまわることとなり、軍事作戦上、致命的な遅延と考えられる。
- また、我が国周辺における緊急事態での対応が遅れた場合、紛争発生地域に所在する我が国の国民の退避活動も遅れることとなり、遅れば遅れるほど国民の生命を危険にさらすこととなってしまう。
- これらのような緊急事態に対応する米海兵隊は、優れた機動性・即応性を有していることから、武力紛争から自然災害に至るまで種々の緊急事態に迅速に対応する初動対応部隊としての役割を担っている。
- 海兵隊が即応性・機動性に優れるのは、その一体性が保たれているところによるが、航空部隊のみをハワイやグアムへ移設した場合、陸上部隊と航空部隊の間の距離とその間の移動にかかる時間が、海兵隊の運用を著しく阻害・制限することとなり、その結果、部隊の機動性・即応性の低下をきたし、海兵隊が担うべき役割と任務を果たせなくなる。
- この陸上部隊と航空部隊の間の距離とその間の移動にかかる時間との関係性を「時間と距離の壁」と表現したところである。

問29関連

①周辺事態において日米両政府が「非戦闘員の退避に関して（略）協力する」場合、米側として活動を行うのは海兵隊に限定されないと解してよいか。

- 「非戦闘員を退避させるための活動」については、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）において協力の態様が明記されているものである。
- ここにおいて、「日米両政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。」とされており、米側に限らず、日米双方が有する能力全てが検討の対象となるものであり、活動を行うのは海兵隊に限定されるものではない。

（参考）

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

《抜粋》

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

2 周辺事態への対応

（1）日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

（ハ）非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必

要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国 국민に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

問29関連

②米軍の民間人救出の国籍による優先順位については、在日米軍の活動においても適用され、日本人は後回しにされるのか。

- 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）において、非戦闘員を退避させるための活動については、「日米両政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。」こととされているところであり、その時々の状況に応じた適切な対処について日米で協力していくこととなる。

（参考）

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）

《抜粋》

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

2 周辺事態への対応

（1）日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

（ハ）非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。